

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）からのメール情報 第 92 号
2020.3.13

各位

近畿農政局地方参事官室（京都府担当）

時下益々ご清栄のことと存じます。

日頃より地域農政の推進に格段のご理解とご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

農政に関するメール情報を以下のとおり配信いたします。

皆様の地域の農業を元気にする取組に、少しでもお役に立てば幸いです。

～～今回お知らせする情報～～

○ 新型コロナウイルス感染症の対応及び事業継続に関するガイドラインについて

☐ ☐

☐ ☐

○農林水産省は農林水産事業者に新型コロナウイルス感染症が発生した時の対応や事業継続に関する基本的なガイドラインを作成しました。

本ガイドラインは、酪農をはじめ、大規模畑作、林業、水産業及び卸売市場等について、感染者が発生した場合を念頭に、

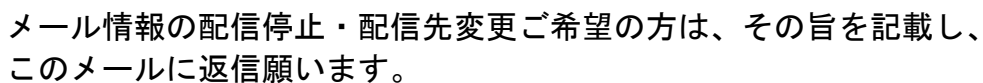
- (ア) 予防対策の徹底
- (イ) 感染者や濃厚接触者への対応
- (ウ) 施設設備等の消毒の実施
- (エ) 業務の継続

の4つの観点から整理したものであり、生産者及び食品事業者等の経営・操業を維持するためのものです。

詳細については、以下の URL をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症発生時の対応・業務継続に関するガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html



近畿農政局 地方参事官室（京都府担当）
〒602-8054
京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
TEL：075-414-9015
FAX：075-414-9057
E-MAIL: kinki_sanjikan_kyoto@maff.go.jp